

土地改良区とは

■土地改良区とは

土地改良事業のみを行う団体

- 公共投資による社会資本の形成である土地改良事業を行政に代わって実施する農業者の組織
- 農業者の発意により都道府県知事の認可によって設立

3分の2の同意

- 土地改良事業は土地のつながり、水系により一定の地域を受益地とする必要があり、地区内農業者の3分の2の同意で実施

事業地区内の農業者は当然加入

- 土地改良事業によって利益を受ける地区内の農業者は当然に加入し、土地改良区が行う事業に要する経費を負担

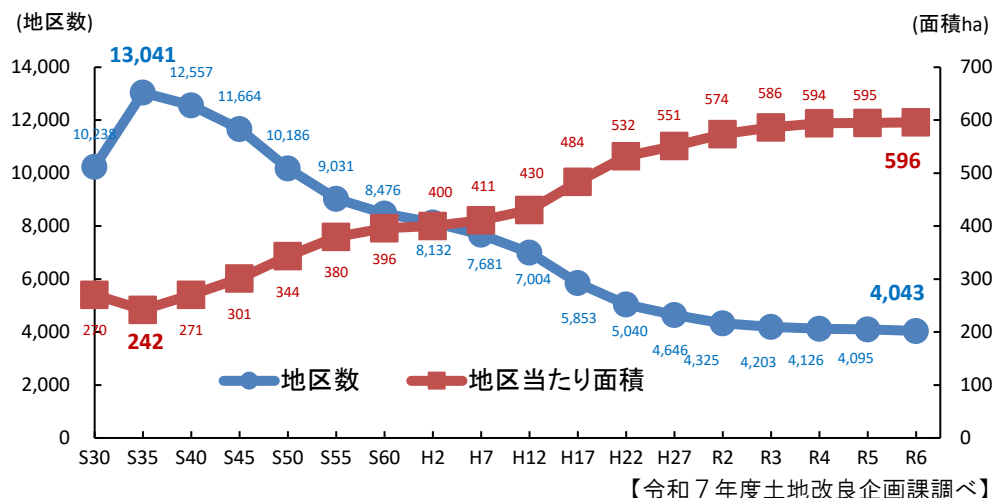
費用の強制徴収

- 組合員は土地改良区が行う事業に要する経費を負担し、滞納があった場合には、行政上の強制執行により徴収

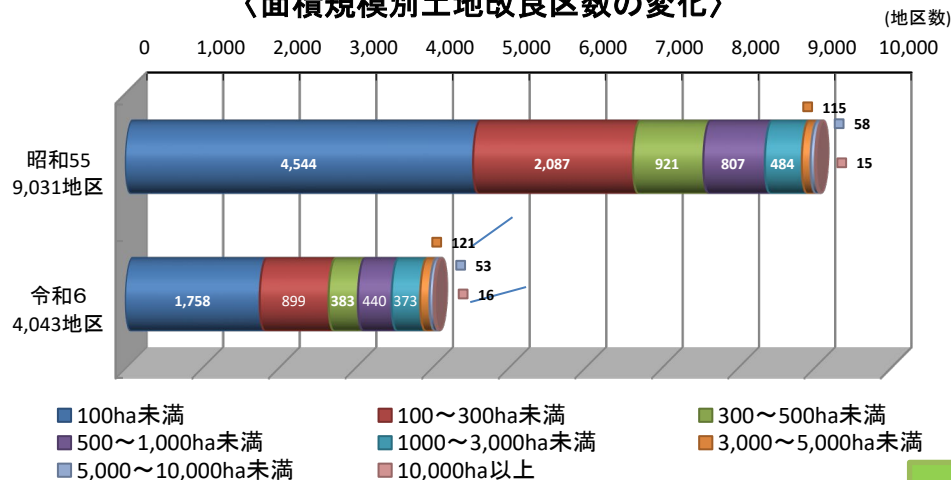
税制の優遇措置

- 土地改良事業の公共性から法人税、事業税、事業所税、登録免許税、印紙税、固定資産税等が非課税

〈土地改良区の地区数と地区当たり面積の推移〉



〈面積規模別土地改良区数の変化〉



【令和7年度土地改良企画課調べ】

土地改良区の組合員

■土地改良区の組合員（当然加入）

土地改良区は都道府県知事の認可により成立する。土地改良区の成立と同時に土地改良区の定款と土地改良事業計画（維持管理計画を含む）が定められ、その土地改良区の地区内の3条資格者は、すべて土地改良区の組合員となる。

土地改良区の設立に同意しなかった3条資格者、3条資格を有する私法人、国又は地方公共団体も組合員となる。

- 一定地域内の農業者で原則は農用地の使用収益者
- 土地改良区設立の際の同意の有無にかかわらず当然加入
- 土地改良区の事業に必要な費用は全ての組合員に賦課し徴収
- 組合員資格を取得し又は喪失した場合は組合員に土地改良区への通知義務

■准組合員（任意加入）

貸借地で①所有者が組合員の場合は耕作者、②耕作者が組合員の場合は所有者を准組合員とすることが可能。

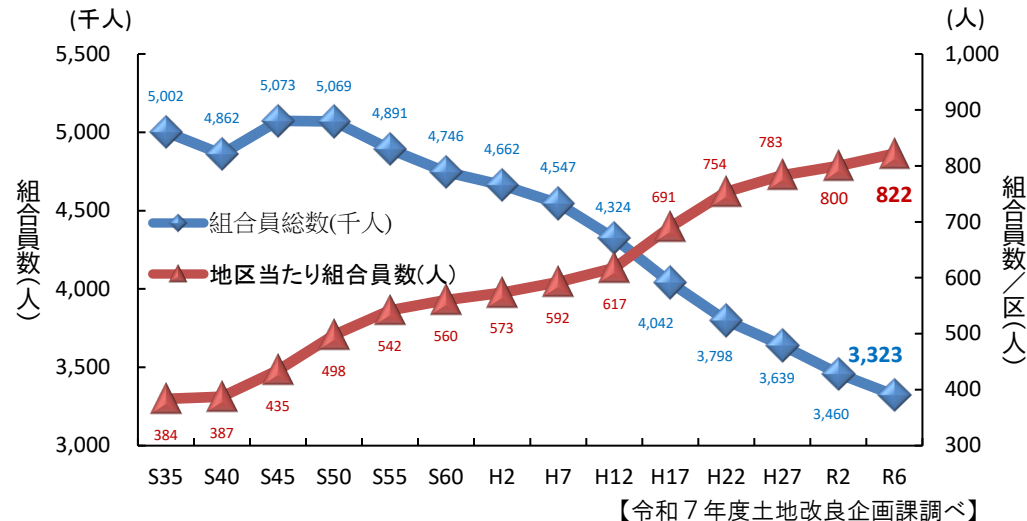
- 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べる事が可能
- 組合員との間で賦課金の一部を分担することが可能

■施設管理准組合員（任意加入）

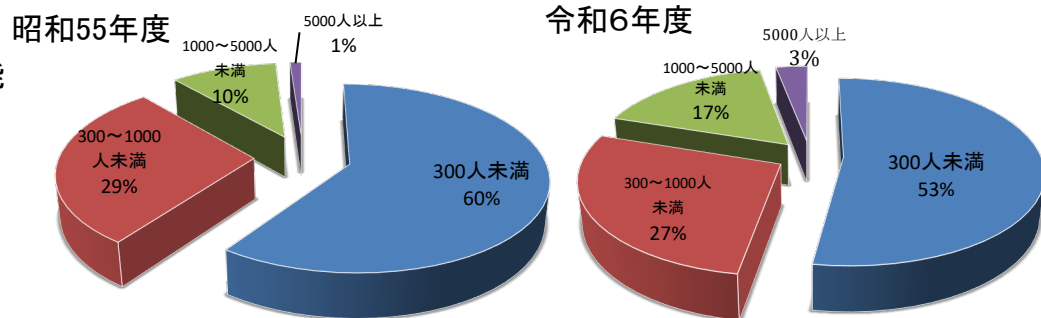
施設管理に関連する活動を行う団体・個人を施設管理准組合員とし、施設の維持管理に参加できるようにすることが可能。

- 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べる事が可能
- 土地改良区は、施設管理准組合員に対し、土地改良施設の管理への協力を求めることが可能

〈土地改良区の組合員数と地区当たりの組合員数の推移〉



土地改良区の組合員数別地区数の割合



土地改良区の業務

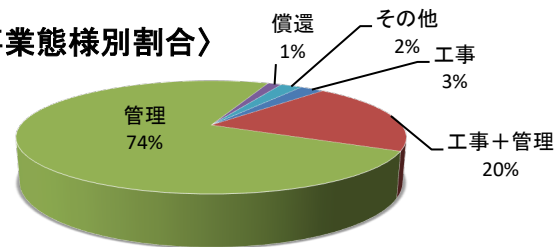
■土地改良事業

農業用排水施設の新設・変更、農地の整備等工事を伴う事業や、土地改良事業によって造成された施設の維持管理を行っている。

土地改良区の事業態様は、74%が維持管理主体で、基幹的な土地改良施設の約60%を管理している。



〈土地改良区の事業態様別割合〉



令和5年度 土地改良企画課調べ

《土地改良区定款例》

土地改良区が行う事業は定款に定め、総会の議決を経て都道府県知事の認可を要する。

○土地改良区定款例（昭和40年3月22日40農地B第881号）

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

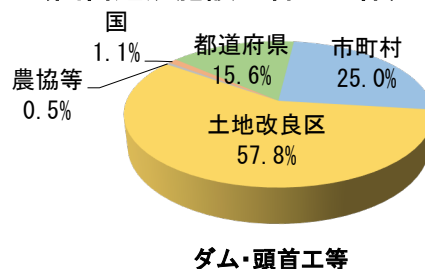
- 一 何川から引水するかんがい施設及び何川への排水施設の維持管理
- 二 何川幹線水路の改修及び何川支線水路の新設
- 三 何地区の区画整理

2 (略)

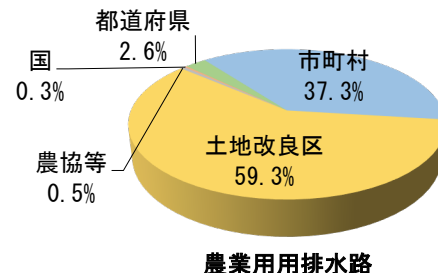
3 この土地改良区は、第1項第○号の事業に附帯して次に掲げる事業を行う。

- 一 農地中間管理機構から委託を受けて行う事業
- 二 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動組織に参画して行う当該事業及び当該活動組織から委託を受けて行う事業

〈国営造成施設の管理主体〉



ダム・頭首工等



農業用排水路

(令和6年度水資源課調べ)